

新しい時代を担う体力づくり

第12回

「指定管理者制度」の導入について

養父市では行政改革の一環として、公の施設に「指定管理者制度」の導入を進めています。この制度は、公の施設の管理・運営に民間の参加を図り、市役所と協働でよりよいサービスを提供しようとするものです。今月号では、この新しい制度の概要、市で対象となる施設などについてお知らせします。

指定管理者制度って どんな制度？

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理運営に民間のノウハウを活用して、市民サービスの向上を目指すものです。

この制度は、平成15年6月の地方自治法の一部改正により制度化されたもので、従来の管理委託方式とは、受託団体の範囲や権限が変わっています。

旧制度では、公の施設の管理運営を受託できる団体は、自治会などの公共的な団体か市が出資する法人に

限られていましたが、新制度では、この範囲を民間事業者を含めた幅広い団体に委ねることができるようになっていきます。

また、施設の運営を任せられた指定管理者には、施設の利用許可の権限も委任されます。

●公の施設とは

公の施設とは、地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置している文化施設、体育施設、福祉施設などをいいます。

なお、公の目的のために設置された施設であっても、市庁舎のように地方自治体が事務を行うための施設は該当しません。

指定管理者制度の導入 に向けた市の取り組み

これを受けて養父市では、指定の手続きなどを定めた「養父市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例」を定めるとともに、行政改革大綱で指定管理者制度に移行する施設の範囲、目標年次などの基本方針を明らかにしました。

また、今年1月10日には、「指定管理者制度の運用に関する基本指針」を定め、指定の期間や指定管理者の選考・決定の方法など具体的な基準や手順を示しています。

★「公の施設」の管理方法の比較

	管理委託制度 (法改正前)
管理方法	●管理委託契約の範囲内で委託
施設の管理者	●管理受託者 公共団体・公共的団体・市が出資している法人に限定



	指定管理者制度 (法改正後)
管理方法	●管理者を指定し、その管理運営を全面的に委託
施設の管理者	●指定管理者 法人・その他の団体を議会の議決を経て、期間を定めて指定

指定管理者制度の対象となる施設

養父市における初めての指定管理者制度適用施設は「関宮農村交流ターミナル（万灯の湯）」で、大谷校区管理組合が管理運営をしています。これを含めて、市内の指定管理者制度の対象となる施設は330件のほります。行政改革大綱では、この推進を図るため、平成18年度中に指定管理者制度に移行するもの、行革期間内の平成21年度までに移行を検討するもの、行革期間中は直営とするものに区分をしています。今後



木彫展示館



おおや農村公園

は、この計画に従って、条件が整い次第、順次移行を進めます。平成18年度に指定管理者制度に移行する施設は、集会所・地域産業施設・福祉施設など、これまで市が管理委託を行ってきた施設です。

主なものとして、八鹿地域では「八鹿老人福祉センター（養父市社会福祉協議会）」、「向八木児童遊園（童和保育園）」、養父地域では「ほたるの里（ホタルの里創造協会）」、「森石ケ堂古代村（森古代村開発組合）」、「大屋地域では「若杉高原おおやスキー場（若杉高原企業開発組合）」、「おおや農村公園（㈱おおや振興公社）」、関宮地区では「山田風太郎記念館（山田風太郎



ほたるの館

の会）」、「関宮活性化施設（大久保区）」など123件です。

行革期間内の平成21年度までに移行を検討するものとしては、市内の保育所、文化ホール、地区公民館（大屋地域）、氷ノ山国際スキー場、おおや堆肥センター、あけのべ自然学校など52件です。

行革期間中、直営を維持するものは、公民館、スポーツセンター、診療所、市営団地、浄化センター、上下水道施設など154件です。

指定管理者制度の導入で変わること

市民の皆さんにとっての関心は、身近な公の施設の管理運営が指定管理者に変わった場合、利用方法などがどう変わるかといった点ではないでしょうか。

利用許可権限が指定管理者に移るため、利用申請書や許可書に書かれている市長や教育委員会という管理者の名称が指定管理者の名称に変わりますが、施設を利用する市民にとっては、サービスに大きな変更はありません。



養父市で初めて指定管理者制度を適用した万灯の湯

平成 18 年度予算と行政改革

行政改革大綱を作成して、初めてとなる予算編成を行いました。その主な行政改革の取り組みと予算への反映状況をお知らせします。

■主要な建設事業等の抑制

1 億円以上の主要建設事業の休止・凍結、事業内容の見直しのほか、その他の建設事業の総額に上限を設けることにより抑制を図りました。

- 平成 17 年度 = 52 億円
- 平成 18 年度 = 37 億円
(比較：15 億円減、28.8%減)

■職員定員の削減による適正化

- 一般職員の退職者補充の抑制による職員数の削減を行いました。(9 人減)
- 各部局の臨時事務補助職員を 1 人以内に抑制し削減しました。(25 人減)

■給与等の適正化

- 一般職員を対象に、国の給与構造改革を導入した給料表に切り替えました。
(1,800 万円減)
- 一般職員の調整手当を全廃しました。
(1 億 3,500 万円減)
- 3 役・教育長の給料の 1 割カットを継続するとともに、調整手当を廃止しました。
(800 万円減)
- 管理職手当の一部カットを継続しました。
(1,200 万円減)

※人件費の総額では、昨年に比べ、1 億 8,500 万円 (前年度比 4.8%減) の削減としました。

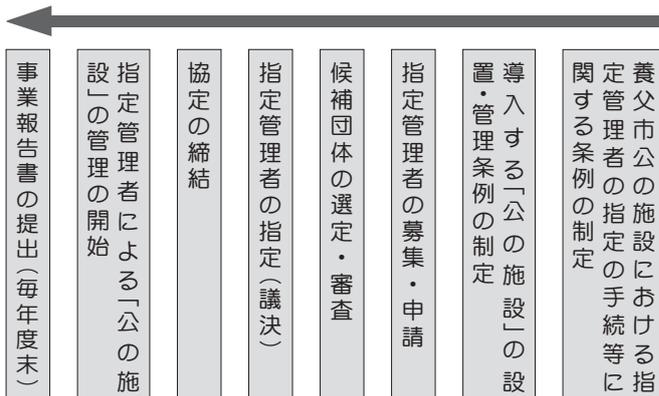
■補助金・負担金の整理合理化

補助金の交付基準を定めて評価を行い、廃止・統合を進めました。

以上のような主要な行革項目の見直しに加え、あらかじめ予算の総額を決め、各部局が決められた枠の範囲内で予算編成を行う「枠配当方式」を取り入れ、さらに事務事業評価の結果を反映させることで、一般会計予算額を行革大綱の求める 199 億円以下としました。

- 平成 17 年度予算 (一般会計) 214 億円
- 平成 18 年度予算 (一般会計) 194 億円
(比較：20 億円減、9.5%減)

★「指定管理者制度」導入の流れ



大きく変わるのは、受託団体の範囲です。民間の事業者や市民団体であつても、指定管理者として保育所や文化会館の管理運営ができるようになりました。これからは、地域にふさわしいサービスを実現するために、市民がグループを作つて保育所や学童クラブ、文化ホールなどを運営することも可能になります。

指定の期間は、新たに指定する場合は 3 年、継続する場合は 5 年です。運営にかかる費用は、使用料などで賄うのが原則ですが、採算が見込めない施設については、市が委託料を支払います。

指定管理者の募集方法は「公募」を

原則としていますが、施設の実態などに応じて「指名」によることもあります。指定管理者の選考は、施設を担当する部局で、効果や効率、運営能力などの視点で評価し、市議会の議決を経て市長が指定します。

市民と行政の協働で 市民サービスの向上を

今後、いろいろな公の施設の指定管理者の募集を行ってまいりますので、市民の皆さんもこの制度について理解を深めていただき、積極的な参加をお願いします。

「指定管理者制度」に関するお問い合わせ

養父市役所総務部財産管理室 (☎6 621-2899)、または政策監理部行政改革推進室 (☎6 621-7602) へお願いします。

「ひょうご農林水産ビジョン2015」を策定しました

兵庫県では、最近の農林水産業・農山漁村をめぐる情勢等を踏まえ、今後10年間を見通した新たな農林水産ビジョンを策定しました。

■ビジョンの役割

県農林水産行政推進の基本方針、県民の食と農に関する行動指針

■ビジョンの計画期間

平成18年度から平成27年度までの10年間

■ビジョン策定の背景

- ①食の安全安心に対する関心の高まり
- ②多元化が進行する食品の流通経路
- ③WTOなどグローバル化の進展
- ④加速化する農政改革
- ⑤木材需要の変化と流通システム
- ⑥重要性が増す豊かな海の再生
- ⑦地域の創意工夫を生かした活動の進展
- ⑧自然災害の危険度が高まる森林・農地

■ビジョンのめざす姿

ひょうごの「農」を生かす社会の実現

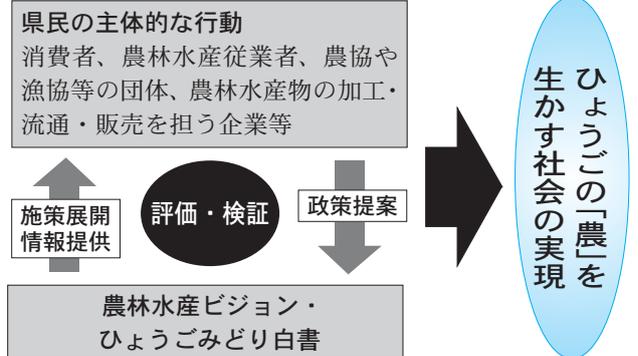
- おいしくてバランスのとれた食生活がもたらす県民の健康
- 農林水産業・農山漁村を舞台にすむ人と自然の共生社会
- 安全で新鮮、良質な「ひょうごの食」など身近にある県産農林水産物
- 人々が生きいきと暮らす元気な農山漁村
- 「農」を有する多面的機能に支えられた安全で豊かな県民生活

■実現に向けた施策の基本方向

- ①安全安心で健康な食づくり→食の安全安心、食育の推進
- ②県民生活と農林水産業をつなぐ仕組みづくり→生産から消費までの連携、地産地消の推進
- ③地域の特性を生かした力強い農林水産業の展開→農産物・畜産物の安定生産、担い手の支援、生産基盤の整備、県産花き・木材の利用促進、水産物の安定供給、農林水産技術開発ほか
- ④美しい農山漁村づくり→活力ある農山漁村づくり、安全安心の確保、野生動物対策ほか
- ⑤「農」に関わる県民生活の展開→楽農生活、自然体験学習の推進、県民総参加の森づくり、農地等地域資源の保全

■県民とともに進める農林水産ビジョン

県民の皆さんと農林水産ビジョンを点検し、ともに知り、ともに考え、ともに取り組みます。



●お問い合わせ／兵庫県総合農政課 (☎ 078-362-9193)

小動物火葬の斎場使用料を見直します
 小動物の火葬施設は、近隣では養父市と朝来市にありますが、朝来市に比べ養父市の斎場使用料が安いいため、養父市での利用者が非常に多い状況です。養父市の火葬施設への集中を抑制するため、平成18年6月1日から使用料を朝来市と同程度に引き上げます。また、これに合わせて現行の2区分での使用料体系を火葬時間、灯油の消費量などの実態を考慮し、4区分に変更します。(変更後の使用料は下表のとおり)

霊きゅう車事業を廃止します
 養父市所有の霊きゅう車は、老朽化に伴い更新の時期となつていきます。しかし、市内の民間葬祭事業者が霊きゅう車を数台保有し、市民の皆さんの需要に対して十分供給できる体制であることから、平成18年6月1日から霊きゅう車事業を廃止します。

6月1日～
霊きゅう車事業を廃止します
小動物火葬の斎場使用料を見直します

●見直し後の小動物火葬の斎場使用料(平成18年6月1日から)

区 分		市内在住者	市外在住者
拾骨する 場 合	20 kg以上の犬、猫など1匹につき	20,000円	40,000円
	10 kg以上 20 kg未満の犬、猫など1匹につき	15,000円	30,000円
	5 kg以上 10 kg未満の犬、猫など1匹につき	10,000円	20,000円
	5 kg未満の犬、猫など1匹につき	7,000円	14,000円
拾骨しない 場 合	20 kg以上の犬、猫など1匹につき	10,000円	20,000円
	10 kg以上 20 kg未満の犬、猫など1匹につき	7,500円	15,000円
	5 kg以上 10 kg未満の犬、猫など1匹につき	5,000円	10,000円
	5 kg未満の犬、猫など1匹につき	3,500円	7,000円

3 1 6 3
 ▼お問い合わせ／養父市役所
 市民生活部市民課(☎ 662-1)